

「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒度の変更に伴い利用状況に変更があった施設一覧

R3.10.21現在

No.	施設等名称	警戒度2の場合に再開する施設 ※空欄の場合は通常営業	担当課(室)	問い合わせ(施設名 連絡先)	開始日	部(局)	備考
1	桐生明治館	喫茶室(飲み物提供)	文化財保護課	文化財保護課 0277-46-1111 内線622	10月22日	教育部	人数制限、一部利用方法の制限あり

※ 施設の業態・形態によって、県のガイドライン等に基づく利用制限等が生じる場合があります。詳細は各施設にご確認ください